

株式会社 日本総合カウンセリング インターン規約

第1条（日本総合カウンセリングインターンとは）

日本総合カウンセリングインターンシップエントリーとは、日本総合カウンセリングが実施するインターンシッププログラムへの応募申込、その他当該応募にかかわる一切の行為を指します。インターンシップエントリー者とはこの日本総合カウンセリングインターンシップに応募申込を行った方をいいます。

第2条（個人情報の取り扱い）

1. 日本総合カウンセリングはインターンシップエントリー者の個人情報その他応募情報（以下「個人情報」といいます）については、日本総合カウンセリングインターンシッププログラムに関する情報の提供以外の目的に使用することは一切ありません。
2. 登録者が登録した個人情報等は、日本総合カウンセリングが責任をもって保管管理するものとし、前項の場合を除き、第三者への個人情報の提供は行いません。
3. 第三者による個人情報の取得について、登録者自らが、別の手段を用いて他の企業に個人情報を明らかにする場合には、日本総合カウンセリングは何らの責任を負いません。

第3条（禁止行為）

1. 虚偽の個人情報を登録する行為
2. 日本総合カウンセリングが発行する如何なる複写物も第三者に販売、貸与、譲渡すること。また、内容を変形、変更して類似のものを作成し第三者に販売、貸与、譲渡すること。
3. 機密事項に関して、営利（金銭の授与）を目的とした情報提供行為を行うこと。
4. 他のインターンシップエントリー者又は第三者の知的所有権を侵害する行為。
5. 他のインターンシップエントリー者又は第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
6. 犯罪的行為、もしくは公序良俗に反する行為。
7. 日本総合カウンセリングの信用を毀損するような行為、又はその恐れがある行為。

第4条（研修の心構え）

1. ひとりの人間として誠意をもって受講者にかかわること。

第7条（教育分析）

1. 最低1ヶ月に1回は講師の教育分析を受けること。
2. 教育分析を受けた場合は、当日中に「教育分析報告書」を提出（FAX）すること。

注意：所感は最後の行まで記入し、主体的な内容を記入すること。

<例> ×自分にはもっと傾聴技法の練習が必要だと感じた。

○自分には傾聴技法の「気持ちをくむ」技術が足りないと気づいたので
今後のロールプレイでは当面、「気持ちをくむ」作業を最優先に行い
スキルアップしていく所存です。

3. 「教育分析報告書」原紙は教育分析時に前回の分を提出すること。

第8条（インターン資格の更新）

インターン資格の更新を希望する場合は5ヶ月目の教育分析時に講師に自己申告し、6ヶ月目の教育分析を更新審査とします。

第9条（スーパービジョンへの参加）

1. スーパービジョンへの参加を希望する場合は、前日までに講師へ連絡すること。
2. スーパービジョンへ参加する場合は、必ず名札（左胸に）を着用すること。（忘れた場合は参加できません）

第10条（資格の解除）

1. 「インターン授業参加報告書」および「教育分析報告書」が当日中に提出（FAX）されないことが3回あった場合は、インターン資格を解除します。
2. 不適切行為（規約事項を守らない場合や受講者の学習、コミュニケーションを阻害すると判断する場合等）が認められる場合はインターン資格を解除します。

第11条（損害賠償）

エントリー者が、本規約に違反し、日本総合カウンセリングに対し損害を与えた場合、エントリー者は日本総合カウンセリングに対し、損害の賠償義務を負担します。

第12条（本規約の変更）

日本総合カウンセリングは、エントリー者の事前承諾を得ずに、本規約を随時変更することができます。

第13条（管轄裁判所）

本規約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。